

財務会計システム及び業務用パソコンLAN  
構築業務仕様書

令和7年6月

静香苑環境施設組合



## 1概要

本書は、財務会計システム及び業務用パソコンLAN構築業務の仕様について記したものである。

本事業の目的は、当組合における予算編成、予算執行管理、決算、決算統計等の財務会計業務を円滑かつ効率的に行うための財務会計システムと業務用パソコンLANを構築することを目的とする

## 2機器の構成及び数量

財務会計パッケージソフト 1式  
財務会計システムサーバ機器 1式  
財務会計システムサーバ用UPS 1式  
財務会計システムおよび事務用ノートパソコン 7式  
HUB2式  
接続用通信ケーブル等線材一式

## 3基本要件

- 1) 仕様書に記されている内容は全て必須の項目であり、同等以上の内容としなければならない。
- 2) 調達する物品は、RoHS指令やJ-Mossグリーンマーク、グリーン購入法、国際エネルギースタープログラム、低ホルムアルデヒド仕様など、環境や省エネルギーおよび健康面等についての各種基準に従い、配慮がなされたもので納入すること。
- 3) 本庁には専門的知識を有する職員がおらず、提出された書類などを正確かつ適切に判別する事が困難である。本仕様書と違っている内容や製品等があった場合、受託者は修正もしくは内容に合った製品の取り替えに応じなければならない。
- 4) 導入後5年以上は利用する予定なので、納入する製品は耐久性に優れたものであること。
- 5) ソフトウェアは、システム的に大きな問題が発生すると考えられる場合以外は、納入時点の最新バージョンを搭載すること。また、納入時点の最新修正プログラムを適用すること。
- 6) 本仕様書に記されている以外で、システム構成上または仕様を満足するために、必要な関連物品または機器等があれば付加すること。
- 7) システム導入後、不具合が生じた時は静香苑が業務中、2時間以内に対策を講じること。
- 8) 導入に際して問題が生じた場合、担当職員と相談の上適切な対策、またはシステムの

変更を講じること。また、機器等の設定を必要とするものは、有効に利用できるよう必要な設定を行うこと。

- 9) 導入作業時に知りえた各種情報は、第三者に漏洩しないように適切な措置を講じなければならない。
- 10) 業務等で、設定変更する可能性が高いため、組合職員による設定変更ができない箇所を示すこと。
- 11) 本システムは、セットアップが終了後に総合テストの完了後に引き渡すこと。引き渡しの際は組合の担当者の検収を受けることとする。システム引き渡し後は完成図書を提出すること。
- 12) 必要とする設定情報は、全て担当職員に公開すること

#### 4 データ移行について

- 1) 既存の財務会計システムから、2020年4月1日から本稼働日までの財務会計データを本稼働日の前日までに新財務会計システムに移行すること。尚、既存財務会計システムのデータについては、CSV又はEXCEL形式で抽出したデータを提供すること。一部のデータは、抽出できない場合があり、これについては、既存伝票(書面)を確認して、新システムに受託業者が入力し、反映させること。
- 2) 新財務会計システムでは、1)で移行した伝票データが参照できること。また、各種帳票が印刷できること。

#### 5 本事業整備にともなう留意事項等

- 1) 本件業務で調達する機器のファームウェア及び各種ソフトウェア等については、サービスパック及びセキュリティパッチ等、全て最新かつ適切なパッチを適用すること。
- 2) 発注者は、受託者が本件業務の実施にあたり必要となる資料貸与すること。受注者は、貸与された資料等の取扱いについては、守秘義務を遵守すること。
- 3) 受託者は、発注者から貸与された資料が本件業務の実施上必要となくなった時点で速やかに発注者に返納すること。なお、返納する際には、貸与資料返納書(様式自由)を提出すること。
- 4) 受託者は、発注者から貸与された資料を丁寧に扱うとともに、善良な管理者の注意をもって貸与期間中適切に管理することとする。万一、貸与資料を漏洩、滅失又は毀損した場合は、直ちに発注者に報告し、受託者は当該事故に対する責任を負うこと。なお、貸与された資料については、複製してはならない。

- 5) 受託者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者に損害を生じさせたときは、受託者は発注者または当該第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。
- 6) 業務の情報等を電磁記録媒体等へ保存する際には、書込み後に書込み許可の爪を折る、またはCD-Rなどでは追記不可の措置を行ったうえで、入退室制御装置等で制御された区画に保管すること。なお、CD-RW等は使用しない。また、廃棄する場合には物理的に破壊または破砕すること。電磁記録媒体等を送付する場合には、破損から保護するため、堅固なケース等に入れて送付すること。
- 7) 庁舎入館時、受託者はストラップ付のケース等を使った身分証明書を首から下げ、携行すること。
- 8) 受託者が業務の一部を第三者に委託した場合には、受託者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について本契約における受託者の義務と同様の義務を負わせるものとする。
- 10) 発注者及び受託者は、本件業務の遂行上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示し、または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。
  - ①この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
  - ②相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
  - ③本件業務と無関係に、当事者が開発した情報
  - ④相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
  - ⑤法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報
- 11) 契約終了後は、データの完全消去などの処分を実施した上で実施結果を書面で組合担当者に報告すること。尚、これらにかかる費用は受託者の負担とすること。

## 6納入場所

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺畠田1丁目153番地1号  
静香苑環境施設組合

## 7納入期限

令和7年9月30日(火)

8財務会計の稼働は令和7年10月1日とすること

9問い合わせ先

質問などは全てメールで行うこと。

担当者:事務局 石田

メールアドレス:[seikaen@biscuit.ocn.ne.jp](mailto:seikaen@biscuit.ocn.ne.jp)

10財務会計システムについて

本事業で整備する財務会計システムは以下の要件を実現すること。環境を十分に把握し、既存の利用環境に影響が出ないようプランを立案し、了承を得なくてはならない。

① 財務会計パッケージソフト(1式): 詳細な機能要件は別紙『機能要件書』を参照。

- オンプレミスでの導入である。(クラウドではない。)
- 予算編成、執行管理、決算書、決算統計(総務省連携)に対応している、一部事務組合向け財務会計システムであること。
- 奈良県内の官公庁(一部事務組合を含む)で5年以内に財務会計システムの導入実績があるパッケージソフトであること。
- 導入する財務会計パッケージソフトに習熟したシステムエンジニアが導入サポート及び保守を実施し、その体制のある拠点が、片道2時間程度の距離及びリモートによる保守が可能であること。
- ORACLE又はSQL-Serverのデータベースを採用すること。
- OSは、Windows Server 2022 Standard以上、ブラウザはEdge又はchromeで動作すること。CALはデバイスCALを2ライセンス調達すること。

② 財務会計システムサーバ機器(1式)

- CPU: Xeon プロセッサ E-2434 (3.40GHz/4コア/12MB)相当以上とすること。また、財務会計システムを5年以上利用する場合、レスポンス等ストレスなく運用できるCPUを導入すること。
- メモリ: 32GB以上とすること。また、財務会計システムを5年以上利用できる、レスポンス等ストレスなく運用できるメモリを導入すること。
- ハードディスク: 4台以上搭載できるものとし、ハードウェアにより以下のRAID構成を行い、必要な領域を確保できること、また5年以上使用した場合、ディスク増設の必要がないこと。

- ハードディスクのインターフェイスはSAS3.0とし、回転数は10,000rpm以上とする
- RAID5+Hotspare 以上であること。
- ホットプラグ(活性挿抜)可能であること。
- 故障発生したDiskを活性挿抜で正常な新規Diskに入れ替えた時に自動再構築(リビルド)が行われること。
- リムーバブル(記憶装置)を有すること。
- ネットワークインターフェイス:10/100/1000BASE-T対応のインターフェイスを2ポート以上実装すること。
- TCP/IPプロトコルでの通信が可能であること。
- ハードウェア監視を有し「CPU、メモリ、HDD、ディスクアレイ、ファン、温度を常時監視し、異常時に自動通知する機能」を設定出来ること。
- 電源:AC100V 50Hz/60Hzに対応すること。
- 電源コンセント形状はNEMA5-15であること。
- バックアップ(バックアップソフト)は最適な提案をすること
- OSは、「Windows Server 2022 Standard」以上であること。
- ORACLE又はSQLServer等、信頼性の高いデータベースであること。フリーウェアは認めない。
- UPSと連動させて、自動電源投入・切断を設定すること。また、自動で毎日データのバックアップを7世代取ること。このために必要な装置を導入すること。
- キーボード、マウス添付
- CALはデバイスCALを2ライセンス調達すること。
- 5年間(平日9時から17時15分まで、当日訪問処理)のハード保守を含むこと。
- 既存のプリンタ複合機との接続・設定を行うこと。そのためにケーブル敷設が必要な場合は、ケーブルの調達及び配線工事も実施すること。

- 導入後、職員によるスムーズな運用のため、詳細及び簡明な運用マニュアルを提供し、静香苑職員に向けた講習を行うこと。

- 機能を利用するにあたり、ユーザ数の追加ライセンス費用等が発生しないこと。

- 設置にあたり、タワー型であること。

#### ③ 財務会計システムサーバ用UPS(1式)

- 電源容量 750VA/500W以上であること。

- 電源制御用ソフトウェアと連携し、電源異常時シャットダウンが行えること。

- 電源制御用ソフトウェアおよび同ケーブルを準備すること。

- 設置にあたり、タワー型であること。

- 5年間(平日9時から17時15分まで、当日訪問処理)のハード保守を含むこと。

#### ④ 財務会計システムおよび事務用ノートパソコン(7式)

- 液晶15.6型以上のノートパソコン、Windows11Pro搭載。

- CPU:財務会計システム端末または業務用パソコンとして、5年以上利用できる、レスポンス等ストレスなく運用できるCPUを導入すること。

- メインメモリ:財務会計システム端末または業務用パソコンとして、5年以上利用できる、レスポンス等ストレスなく運用できるメインメモリを導入すること。

- 内蔵ディスプレイ:LEDバックライト付きTFTカラー液晶、HD又はフルHD、1677万色

- ストレージ:SSD256GB

- 光ドライブ:内蔵DVD-ROM

- オーディオ機能:ステレオスピーカ・デジタルステレオマイク内蔵

- Webカメラ:内蔵、92万画素

- キーボード:日本語10キー付、JIS配列準拠、

- ポインティングデバイス:フラットポイント

- LAN:10/100/1000BASE-T対応、Wake on LAN対応、RJ-45。
- 無線LAN:IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠、Wifi6E対応、MU-MIMO対応。
- Bluetooth:V5.3準拠
- セキュリティチップ:TCG ver2.0準拠、
- 外部ディスプレイ:アナログRGB×1、HDMI出力端子×1
- USB:TypeA:USB3.2×2、TypeC:USB3.2×1
- 電源供給:ACアダプタ65W、又はリチウムイオンバッテリー
- 電波障害対策:VCCI クラスB
- OAソフト: Microsoft Office Home & Business 2024 を導入し、初期設定を行うこと。
- リカバリデータディスク+ドライバーズディスク追加
- 5年間(翌営業日訪問修理)のハード保守を含むこと。

## 10設置について

- 1) 機器の設置位置については事務局の指示に従うこと
- 2) 障害発生時において、2時間以内にかつ容易に復旧させることができる様に考慮すること
- 3) 機器本体の配線は新規ケーブル等を調達・敷設し、各機器が正常に稼働することを確認すること
- 4) 機器設置場所では、機器及びHUB等の据付け、配線接続及び調整を行うこと。また、必要に応じて機器設置場所の簡易な調整を行うこと。
- 5) 『財務会計サーバ1式と同UPS1式および同ノートパソコン2式、』と『ノートパソコン5式』とは、別々のLANに属するよう設置・設定すること。必要に応じて、HUB等周辺装置を調達すること。
- 6) ノートパソコン5式については、組合が準備する外部通信回線を利用して、インターネットに接続できるよう設定を行うこと。
- 7) ノートパソコン5式については、既存のNAS(外付けHDD装置)との接続設定を行うこと。

## 11 保守サポートについて

- 1) 財務会計システムが常に良好な状態で稼動するように、システムに対して保守を実施すること。保守契約は別途締結予定。ハード保守は、5年保守パック製品を納品すること。
- 2) 財務会計システムに障害が発生したことの通知があつてから、2時間以内に技術者を組合へ派遣することができる保守サービス拠点を設けていること
- 3) 保守サービス拠点には、機器等の製造業者等が設けた保守サービス拠点との連携・連絡体制が構築されていること
- 4) システムに障害が発生した旨の連絡を受けた場合には、その障害発生の原因と考えられるハードウェア又はソフトウェア又はネットワーク等を調査して、特定すること。この場合において、障害の原因の特定に必要と認められる場合には、専門の技術員を派遣して対応すること。なお、システム全体に影響が及ぶような障害である場合には、速やかに、他の機器等に対しても適切な対応を行うこと
- 5) 障害対応は、原則として機器設置場所で行うこと。ただし、重度の障害等で、現場対応が不可能なときには、持ち帰り修理を行う等適切な対応を行うこと。併せて、障害対応に部品交換等が必要な場合には、適切な処理を行うこと
- 6) 障害対応により修理、部品交換等を行った場合には、当該機器等を所定の設置場所に再度設置し、正常動作が行われることを確認すること。この場合において、ハードウェアに障害が発生し、ソフトウェアの再インストールが必要となったときは、その作業も併せて行うこと
- 7) 障害支援及び保守を実施する時間帯は、月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時15分までの間とすること。ただし、国民の祝日に関する法律による休日を除くこと。また、その時間帯を変更する場合には、事前に協議して調整するものとする
- 8) 前項の規定にかかわらず、当該している機器等の障害の重要度、緊急度が大きいと判断される場合には、前項の時間対外であっても速やかに障害対応を行うものとする。この場合の費用については、原則、月額保守料の中で賄うこと。
- 9) 毎月、保守レポートを提出すること

以上